

# 東北 CB リープ基金

～事業への助成ではなく、課題解決を図る事業の継続性を高めるため

「資金調達にかかる活動」を支援します～

## 募集要項

2019年6月

一般財団法人 共益投資基金 Japan

公益財団法人地域創造基金さなぶり

## 事業趣旨

---

東日本大震災の発災から時間の経過と共に、震災由来の課題や、震災も影響しつつ元々あった地域の課題が変容して表出している課題もあります。同時に、それらの課題についての継続的な事業を行うための資金確保が課題になっています。

本事業は、共益投資基金 JAPAN 様からのご支援により設立された事業として、直接的な事業費ではなく、その事業を今後も継続・発展させていくための必要な財源確保を図るための取組みを支援します。従来からある、非営利組織の収入 6 形態（会費、寄付、事業収入、融資、助成、委託）のそれぞれの収入をより高め、安定的なものにする取組みのほか、社会的投資と呼ばれる新しい資金調達モデルの活用など、様々な取組みが必要とされています。

この基金では、東日本大震災の影響や、その影響からの復興に関わる活動や当該地域における課題解決を図る等、何等かの形で東日本大震災に関連づけられることを前提に、課題解決型事業の進展と継続性を高めるための「資金調達活動」を支援します。弊財団としても、資金提供のみならず、新しい資金の調達にかかる支援を行います。

この助成プログラムは、共益投資基金 JAPAN（略称:基金ジャパン）の支援を受けて実施されるもので、ここに重ねて御礼を申し上げます。（<http://kyoueki.jp>）

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

※CB とは、共益の英訳である「Common Benefit」と、基盤強化の英訳である「Capacity Building」をかさねたもので、リープとは「大きく跳び上がる、躍動、飛躍」を意味する英単語です。本事業を通じて、東北の共益的な活動の基盤強化が図られ、躍動・飛躍するようという願いを込めています。

## 助成事業の骨子

---

対象地域： 岩手県、宮城県、福島県の全域

対象期間： 2019年10月1日～2020年6月30日までに実施、終了するもの

活動対象： 東日本大震災による何等かの被災を受けた地域（沿岸部に限定せず）において、①直接的な震災由来のもの、②震災の影響で元々あった地域課題が先鋭化したもの、その如何を問わず、以下の事業区分に合致する事業について助成を行います。

### <事業区分>

以下の3分類を設けます。

- (A) 資金調達の強化に資する、「課題」の社会化や調査
- (B) 社会的投資や新しい資金源の活用に向けた準備
- (C) 多機関連携型事業の準備と資金調達の準備

本助成金は、事業の継続性を高める基盤を強化するための活動、或いは、「呼び水となる資金（シードマネー）」としての活用を想定しています。現在、各団体が行っている事業や新たに必要となる事業に対して、資金調達活動そのもの、或いは複数の組織が相互連携的に行うことで、地域課題への対処力の向上を図る取組みを支援します。いずれの活動も、資金調達活動そのものを行う、或いは資金調達活動に必要な「材料・根拠・実態」を定量・定性的に顕在化する営み、或いは資金調達に必要な連携そのものを構築するための諸活動に活用できます。資金調達活動は、本事業期間中に行う形、或いは本事業期間後に行う形のいずれでも結構です。

◆事業区分◆

**A) 資金調達の強化に資する、「課題」の社会化や調査**

- ① 時間の変化と共に、変容する地域課題の状況を多様な手法を用いて社会化を図るための取組み、或いは地域の実態を明らかにする調査、又は声なき声を顕在化するような調査の実施を支援します。
- ② 映像や写真、多様なメディアの活用、試行的な取組みを歓迎し、同時に調査・分析等に関しては、状況に応じて研究者を探す支援等を行います。  
※但し、通常の団体ホームページの改訂やリーフレットの作成だけのものは対象外とします。

**B) 社会的投資や新しい資金源の活用に向けた準備**

- ① ここでいう社会的投資や新しい資金源等とは、概ね以下をさします。
  1. ソーシャル・インパクトボンド（SIB）
  2. ガバメント・クラウドファンディング（GCF）
  3. ふるさと納税制度を用いた行政とNPO等の課題解決事業
  4. 行政の既存の設備や資産を民間が活用する場合の資金調達
  5. 地域の諸課題の解決に市民等による出資を通じた資金調達
  6. その他、地域からの資金流出を下げ、資金調達を図る取組み
- ② これらの資金源は国内でも事例が進んでいますが、東北ではあまり事例がないようです。いずれも県庁側、或いは基礎自治体側との連携・調整が必要となることから、先行事例への視察（行政とNPO等の民間が一緒にいく）や、事例調査、先行事例の担当者等を招いた研究会等の調査・実現にむけた準備費用にあてて頂きます。

**C) 多機関連携型事業の準備と資金調達の準備**

- ① 現在の地域課題は、官民を問わず、特定の1組織・1機関だけの努力で改善・解決される課題の方が少ない状況です。そこで、官民・民民、産官学等を問わず、申請団体が定めた地域課題について実際上の関係があり、必要と考えられる主体を広範に巻き込み（＝多機関・多組織）、連携・協働を図る事業を支援します。
- ② 事業の段階として、①これから多機関の連携を図っていく準備段階、②既に基礎的な関係構築がなされ、それを更に深める段階、等を想定しています。具体的には、特定の地域（市町村レベル）において、出来るだけ具体的な課題やテーマに関して、制度等を理解するための講座、或いは関係する機関や職種同士で横断的に情報共有をする相互勉強会等でも構いません。公開か非公開（招待制も含む）は問いません。

- ③ 本助成をもちいて企画検討や意見交換、種々の準備活動がなされ、或いは小規模のパイロット的な事業実施をふまえ、他の助成機関・行政・企業等の支援事業への申請＝資金調達を行うことを奨励します。
- ④ 助成事業ではありませんが、弊財団が関与することでより効果的になる場合においては、各案件 10 時間程度を上限に、個別支援を行います。

例) 資金助成に関する助成プログラムの選定や申請に関する事項、或いはロジックモデルの作成支援など

#### ◆対象事業領域の例示◆

以下に、何等かの形で東日本大震災の被災に関連づけられることを前提に、対象となりうるテーマの領域を例示として記載します。本助成原資の寄付者のご意向から、何等かの被災地の支援に該当することを求めています。時間の経過と共に、大震災の被災やその影響に関しては一定の関連づけが出来れば結構です。

##### 1) 生業・創業支援

- ① 第一次産業への支援、SDGs への対応、職業訓練、起業支援、ワークシェアリングなど

##### 2) 地域活性・まちづくり

- ① まちづくり、ツーリズム、防災の取り組み、避難者コミュニティの支援など

##### 3) 子ども・子育て

- ① あそび場づくり、学習支援、不登校児支援、子育て支援など

##### 4) 文化・芸術・スポーツ

- ① 郷土芸能や祭りの再興、震災の記録の保存、アーティスト育成、スポーツ振興など

##### 5) 暮らしやすさ

- ① 生活困窮者の支援、障がい者福祉、高齢者の孤立防止、心のケアなど

#### ◆対象外の活動◆

##### 1) 資金調達活動を念頭に置かない事業

- 2) 学術的な発表のみに留まる研究・調査活動
- 3) 原則として物品の購入のみの事業
- 4) 政治・宗教活動
- 5) 反社会的勢力が関与している活動
- 6) 本助成事業からの資金を、奨学金や支援金として充当すること

## 助成の対象となる団体

---

原則として、法人格を有している組織を対象（下記の1と2）とするほか、特定目的をもつ準備会や研究会（同3）においても、応募を頂けます。※ 任意団体の場合、今後 1～2 年の事業継続に関する強い意欲を持っていることを条件に、応募を頂くことは可能です。

- 1) 岩手県、宮城県、福島県のいずれかの地域に活動の本拠地を置いている団体
- 2) 以下のいずれかに該当すること
  - ① 特定非営利活動法人：法人設立後 2 年以上の活動実績を有していること
  - ② 一般社団法人・公益社団法人：但し法人設立後 2 年以上の活動実績を有していること
  - ③ 2 組織以上で構成される準備会・研究（準備）会（新設の活動も対象）
- 3) ビジョンや重視をする価値観をもちながらも、多様な対話の機会をとらえ、柔軟に創意工夫と切磋琢磨を惜しまない意識をもっている組織
- 4) 以下の本基金の「共益的・相互支援プログラム」へ参加すること
  - ① 本助成事業の助成対象となった団体同士の学びあい研修会への参加
  - ② 原則として、本助成事業を通じて明らかになった「資金調達活動のコツ」のような内容を、貴団体の秘匿事項や個人情報等を除き、差支えない範囲で事業終了後に共有・公表に同意すること  
※詳細は採択後、また助成事業終了後にご相談させていただきます。
- 5) 1～4に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織  
※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること  
※ 本事業の趣旨に合致している事を優先し、組織の年間予算の大小は関係ありません。

※2 組織以上で構成されている取組み（以下、会議体等）であっても、どちらかの組織が申請代表組織として申請を頂くことは差し支えありません。会議体等の場合、助成金の振り込みは、当該会議体の任意団体としての口座でも結構ですが、会計管理担当者がいれば、既存の組織の会計・預金口座にて管理をしていただいても結構です。但し、その場合は区分管理を原則とします。

## 申請前の相談

---

本事業は、一般的な事業助成ではないため、申請書類を作成するまえの「事前相談」をお勧めしています。弊財団事務所への来訪のほか、電話や、オンラインのネット会議（Zoom 等）も歓迎しますが、事前にご連絡・ご予約をお願いしております。A4 の紙や電子メール本文にでも、団体の活動概要、申請を考えている事業の骨子等を、箇条書きなどでご準備ください。※様式は不問です。

- ① 申請前の相談のご連絡を頂く：連絡先 E-mail：CBLEAP@sanaburifund.org
  - 送付事項：団体名、ご担当者名、連絡先（電話番号/携帯番号）、訪問・インターネット会議等の会議形態の希望、希望日時（2～3 候補）

- ② ご相談当日：弊財団事務所へのご来訪、電話、インターネットによる会議等でご相談
- 活動概要があればそれをもとに。無ければ口頭でのご説明でも結構です。

## 助成期間

---

---

2019年10月1日～2020年6月30日までの最大9か月間

## 助成金額

---

---

助成額：

- (A) 資金調達の強化に資する、「課題」の社会化や調査：上限250万円
- (B) 社会的投資や新しい資金源の活用に向けた準備：上限150万円
- (C) 多機関連携型事業の準備：上限250万円

※注記

- ✓ 総額600万円の助成を想定しています。審査基準に満たない事業がある場合はこの限りではありません。
- ✓ 助成比率は特に定めません。本助成金100%の事業でもかまいません。また上記の(A・B・C)のカテゴリーの中で、上限額を下回る金額での応募も問題ありません。
- ✓ 本助成趣旨に合致し、弊財団との連携を基に事業の実施に必要な経費として認められる場合、審査会の議論に基づき一定額の増額をすることがあります。逆に、申請時にご提出いただいた予算書について、個々の支出内容を精査し、削減をすることがあります(但し、いずれの場合も、助成決定直後に調整します。詳細は、採択団体にお知らせします)。
- ✓ 他の助成事業との組合せは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。
- ✓ 総事業費は、助成申請額の2倍程度までの組立てをお勧めしています。

対象となる費用の例：

- 1) 申請団体の役職員への給与賃金は助成額の5割まで：本事業の実施に関わるものに限定
- 2) 事業開発や調査にかかる謝金や分析等の委託費
- 3) 研究会や勉強会を行うために必要な費用：視察・招聘の旅費や関係諸経費
- 4) その他、事業の目的に即しており、必要だと事務局が認めた経費

対象外となる費用

- 1) 申請団体の役員・職員が講師役となって行う際の、役員・職員への講師謝金等
  - ✓ 役職員が講師を務める場合は、給与賃金に含まれるものとしてください。
  - ✓ 給与賃金とは、申請団体に雇用され、専ら雇用契約書がある者への業務に対する報酬
  - ✓ 謝金とは、申請団体に雇用されていない者への業務に対する報酬

- 2) 機材購入の一切（パソコン等）
- 3) 団体事務所に関する賃借料、水道光熱費等の一般管理費  
※原則的に、活動拠点にかかる維持費用をご支援する助成事業ではありません。
- 4) その他、事業の目的に照らして、不必要だと事務局が認めた経費

その他、不明な点は事務局にお問い合わせください。

## 申請方法

---

---

応募受付締切までに、応募書類一式を下記の事務局あてにお送りください。事務局への直接の持参による応募は受け付けておりません。

➤ ダウンロード

募集要項・申請書様式は、本事業の特設ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.sanaburifund.org>

➤ 応募受付締切

**2019年8月2日（金） 消印有効**

➤ 必要書類

1) 申請書（指定様式）

※「申請者概要」と「申請事業詳細・予算書」の2種類の様式の提出が必要です

2) 規約や定款など

3) 事業報告書（前年度分）

4) 決算書（会計報告書）（前年度分）

- ✓ 特定非営利活動法人の場合：法定の、活動計算書/収支計算書、貸借対照表、財産目録
- ✓ 一般財団法人や任意団体の場合：原則として、収支計算書、貸借対照表、財産目録の作成が望ましいものの、作成していない場合は省略も可

5) チラシやパンフレット等活動がわかるもの（もしあれば）

## 助成に係るスケジュール

---

---

### 【助成決定】

- 審査員による審査会をへて採否を決定し、9月下旬に各団体に電話・文書にて通知します。

### 【助成金の支払】

- 活動の実施に関する覚書を締結の上、指定の口座にお振込致します。
- 助成決定後、送付する「助成確認書」の内容確認・合意をへてのお支払になりますので、助成決定後1か月程度の時間を要することはご了承ください。

### 【活動開始】

- 2019年10月1日以降の、助成の決定後の活動開始（助成金を充当した活動）が可能です。

### 【報告書の提出】

- 活動終了後1か月以内に、所定の様式に基づいた報告書（簡易な会計報告を含む）と活動の様子が分かる写真（画像データ）をご提出いただきます。

※領収書は適切に保管・管理をお願いします。詳細は、決定時にお知らせします。

※助成事業にかかる支出を含む出納帳（現金・預金）や、領収書の提出があります。

## 申請書の提出先／お問い合わせ先

---

---

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル602

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284

E-mail：CBLEAP@sanaburifund.org

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：30～16：30 担当：雨田・鈴木